

子どもの権利条約を  
日本が批准して  
今年で20年を迎えました。



# いんふあめーしょん

# 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2014  
8.18  
no.142

Report

## ① 子ども・子育て支援新制度の経緯と今後の展望・課題

全日本自治団体労働組合社会福祉局長・社会福祉評議会事務局長 西村 正樹 1

## ② 第11回東日本大震災子ども支援意見交換会 2014/6/6報告

学齢期の子どもたちの学びを支える

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 小森 雅子 9

## ③ 第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

子ども達の学び合いやたまり場所・居場所づくり「いらすの森」

加賀おやこ劇場 新家 佳代子 19

## ④ 第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

八千代市若者ゼミナールで行っている学生と参加の子どもとの共同活動

東洋大学社会学部社会福祉学科 森田ゼミ 25

## 〈特集〉～子どもの権利条約 20th～

6/1 「カンボジアの子どもの人身取引」(国際子ども権利センター C-Rights) 28

## Event information

子どもの人権連第29回総会・学習会

31

## Document 2014.5.13～2014.7.14

子どもの人権や教育に関する報道と記録から

32

## 訂正とお詫び

141号掲載の写真について

子どもの人権連事務局



# 子ども・子育て支援新制度の経緯と今後の展望・課題

全日本自治団体労働組合社会福祉局長・社会福祉評議会事務局長  
西村 正樹

## はじめに

12年12月の衆議院選挙の結果を受けて民主党政権が進めてきた「子ども・子育て新システム」は、自公政権のもとで「子ども・子育て支援新制度」として15年4月の本格実施に向けた準備が進められています。

この新制度は、民主党、自民党、公明党の3党合意で12年8月に成立したことから、政権交代後も大きな変更はないと思われていました。しかし、13年2月15日に自治体職員を対象として開催された「子ども・子育て支援新制度説明会」では、3法の趣旨について「3党合意を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進」としていた表記を「3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進」と変更されていました。このように保護者の責任のみが強調され、法文に記載されている社会全体の役割や協力が記載されていないことは、現政権の自助を主体とする考え方が示されたものと思われます。なお、「子ども・子育て支援法」において「基本理念」を定めている第2条第1項には、以下のとおり記載されています。

### (基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

13年4月26日、子ども・子育て支援法第72条に基づき第1回目の子ども・子育て会議（構成：委員25名、専門委員8名）が開催されました。議事としては、①会議の運営（会長選任、会長代理指名、会議運営規則の決定、基準検討部会の設置）、②基本指針、③被災地の子ども・子育て懇談会、④その他とされました。また、この会議の当面の主な検討事項としては、「子ども・子育てに関する基本指針」、「保育の必要性の認定基準」、「確認基準」を検討することとし、この日に設置が決まった基準検討部会では、「幼保連携型認定こども園と地域型保育事業の認可基準」と「市町村事業」および「公定価格、利用者負担」を検討事項とし、それぞれの検討スケジュールが確認されるとともに、放課後児童クラブ（学童保育）の基準については、社会保障審議会児童部会を

中に議論されることが示されました。

なお、子ども・子育て会議および基準検討部会の委員は、多くのステークホルダーにより構成し、会議の開催状況は、内閣府のホームページで放映するなど、民主党政権の理念であった当事者性と公開性は担保されています。

(資料)

## 「子ども・子育て会議」及び「子ども・子育て基準検討部会」委員名簿

2013年4月26日現在

### ○委員（「子ども・子育て会議」及び「子ども・子育て基準検討部会」）

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会会長
大日向 雅美	恵泉女子大学大学院教授
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長
尾崎 正直	高知県知事
尾身 朝子	東京商工会議所人口政策委員会委員
柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部教授
橋原 淳信	全国私立保育園連盟副会長
清原 慶子	三鷹市長
駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会理事長
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長
榎原 智子	読売新聞東京本社社会保障部次長
坂崎 隆浩	日本保育協会理事
佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
高尾 剛正	一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
古渡 一秀	特定非営利活動法人全国認定こども園協会副代表理事
北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
宮下 ちづ子	公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長
無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
吉田 大樹	特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン代表理事
吉原 健	社会福祉法人東京聖労院顧問、前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長
渡邊 広吉	聖籠町長

(50音順)

### ○専門委員（子ども・子育て基準検討部会）

稻見 誠	一般社団法人全国病児保育協議会会長
今村 定臣	公益社団法人日本医師会常任理事
内田 賢司	秦野市教育委員会教育長
葛西 圭子	公益社団法人日本助産師会専務理事
坂本 秀美	公益社団法人全国保育サービス協会理事
鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
溜川 良次	全国認定こども園連絡協議会会長
山口 洋	一般社団法人日本こども育成協議会副会長

(50音順)

## 本格実施に向けた国の動向と自治体の準備作業

13年8月6日に内閣府が開催した自治体説明会において「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」（以下、基本指針案）と「子ども・子育て支援事業計画」（以下、支援事業計画）策定にあたって実施する調査票のイメージなどが示されました。

「基本指針案」は、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために国が策定するものであり、主な内容としては「①子ども・子育て支援の意義に関する事項」、「②教育・保育の提供する体制の確保及び地域・子ども子育て支援事業の実施に関する基本的事項」、「③子ども・子育て支援事業計画（以下、支援事業計画）の作成に関する事項」、「④児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項」、「⑤労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項」、「⑥その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項」とされています。

基本指針案では、「①子ども・子育て支援の意義」については、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすことを基本とし、子どもの生存と発達が保障される良質で適切な水準を確保すること、障害児など社会的支援が必要な子どもも含めすべての子どもや子育て家庭を対象とすることとしています。

「②教育・保育の提供体制の確保及び地域・子ども子育て支援事業の実施」については、市町村が、新制度の実施主体として、すべての子どもや子育て家庭の状況に応じた良質な成育環境を保障すること、そのため、妊娠・出産期からの継続的な支援を提供すること、そして、利用支援を実施することとしています。また、市町村は、保育所の現在の利用状況と潜在的な利用希望の把握に努めた上で、子ども・子育て支援に必要な体制と体制を確保する時期を反映して策定した「支援事業計画」に基づき質の高い支援策を計画的に実施することになります。なお、教育・保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園の総称）は、教育・保育の質の確保および向上を図るために第三者評価等を通じての運営改善が求められていますが、地方自治体と国は、そのために必要な支援を行うこ

とが求められています。

なお、地方自治体は、支援事業計画を作成するために教育と福祉に分かれている役所の体制の整備と関係部局間の連携体制の整備が求められています。また、支援事業計画策定にあたっての関係者の意見を聞くための地方版子ども・子育て会議などの整備と支援事業計画の内容には、地域の特性や資源、現在の保育所等の利用状況と今後の利用希望、そして、子どもと家庭の状況把握とその状況への対応策を反映することとしています。なお、支援事業計画の実施や費用の使途状況は、公立教育・保育施設を含めて、点検、評価、公表されることになっています。

この基本指針案等を受けて、地方自治体は、15年3月までに支援事業計画（5年を計画期間）を策定するための作業を始めており、14年8月までに、「事業計画の骨子案・素案」を作成し、「量の見込みの補正」と「確保方策」および既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行希望の有無などを9月までに確認することとされています。中間とりまとめを行った事業計画については、その後、パブリックコメントの募集を実施し、策定することになります。

この支援事業計画の策定にあたっては、関係者の意見を聞くことが地方自治体に義務化されることから、多くの自治体は、そのための仕組みとして、努力義務とされている地方版子ども・子育て会議を設置しており、13年12月16日現在の設置状況は、以下のとおりとなっています。（内閣府発表）

#### 【設置状況について】

2013年12月16日現在

	設置措置 済み	今後対応 予定	会議対を 置かない	方針未定	合計
全体	1271 団体	486 団体	15 团体	17 团体	1789 团体
都道府県	40 团体	7 团体	0 团体	0 团体	47 团体
市区町村	1231 团体	479 团体	15 团体	17 团体	1742 团体
うち政令市	20 团体	0 团体	0 团体	0 团体	20 团体
うち中核市	42 团体	0 团体	0 团体	0 团体	42 团体

#### 【設置時期について】

2013年11月～12月 210 団体

2014年1月～3月 166 团体

2014年4月以降 68 团体

設置時期未定

42 团体

内閣府は、14年4月30日に官報（号外第96号）に、子ども・子育て会議および基準検討部会の議論とパブリックコメントの募集を経て策定した「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（確認基準）」、「幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準（幼保連携型認定こども園認可基準）」、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（地域型保育事業認可基準）」、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（放課後児童クラブ認可基準）」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」等を示しました。

そして、6月4日を開催した自治体向け説明会において、あらためて15年度の施行に向けて市区町村が行うべき準備事務として、今年の9月までに国が定めた基準に基づき「地域型保育事業認可基準条例」、「施設・地域型保育事業の運営基準（確認基準）条例」、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）基準条例」、「保育の必要性の認定基準（規則）」などの策定と、その後は、策定された条例等に基づく認可事務を進めることとされました。（「幼保連携型認定こども園認可基準条例」も同様）

## 新制度に対する自治労の基本的な考え方

自治労は、子ども・子育て支援施策が、保育の質を改善し、すべての子どもが豊かに育つための制度となるためのとりくみを進めてきました。とくに、子どもの権利や保育所等の利用を保障するために、市区町村の責任や責務の明確化と必要な権限の付与を求め、以下のとおり、自治労としての基本的な考え方ととりくみを示してきました。

- ①保育の質の低下を招くおそれがある規制緩和には、反対し、子育てを社会全体で支える仕組みの構築とすべての子どもの最善の利益が実現される社会をめざします。
- ②障害児や社会的養護を必要とする子どもおよびひとり親や低所得世帯など、様々な困難な状況にある子どもや子育て世帯が子ども・子育て支援施策などから排除されず、必要な支援などが確保される仕組みの構築と機能を強化します。
- ③ナショナルミニマムとしての「最低基準」を改善し、全国すべての地域において質の高い教育・保育が確実に提供される仕組みを構築します。
- ④人口減少地域や待機児童に対する質の確保された保育を保障するための様々な地域における多様なとりくみを進めます。
- ⑤公的教育・保育制度の実施主体である市区町村機能の強化とそのために直営施設である公立教育・保育施設等の役割等を明確にし、機能を強化します。
- ⑥教育・保育労働者の待遇改善と社会的地位・評価の向上、保育の連続性を確保し、教育・保育の質の改善と拡充を進めます。
- ⑦教育・保育の質の向上と量の拡充を可能とする安定財源を確保します。

以上の基本的な考え方の中でも、特に公立保育所をはじめとする公立教育・保育施設については、新たな役割を担うことが必要です。公立教育・保育施設は、子どものための専門的施設であると同時に、新制度の実施主体である市区町村の直営施設であり、行政の出先機関です。新制度においては、市区町村の役割として、「①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施」、「②質の確保された給付・事業の提供」等が求められています。また、新制度では、新たに措置が導入されるとともに、保育所や幼稚園等と繋がっていない子どもと子育て家庭へのアプローチや、児童相談所をはじめとする関係機関との連携等が求められています。こうした新制度の展開については、子ども・子育て会議の委員からの発言や民間の保育団体が示している公立施設に対する期待を受け止めた役割を果たす必要性があります。

従って公立の教育・保育施設については、子ども・子育て支援に関する専門機関としての位置づけだけではなく、新制度の実施主体である行政機関の一部および行政直営の専門機関としての果たすべき責務、役割、機能が求められます。具体的な責務・役割、機能については、各市区町村の状況に基づき検討し、明確にすることが必要ですが、これまでの自治労のとりくみや民間保育団体の提言状況から以下の役割等が想定されます。

(資料)

## 公立保育・教育施設に求められる責務、役割、機能

自治労社会福祉評議会

### 1. 「事業計画」において定める圏域において、以下の役割を担う。

- (1) 市区町村が定める圏域において基幹教育・保育施設としての役割を担う。また、基幹施設を補助・補完するためのサポート施設としての役割を担う。
- (2) 行政、保健所、児童相談所、民間教育・保育施設（認定こども園、保育所、幼稚園）、保育事業者、児童発達支援センター、発達障害者支援センター、医療機関、NPO、保護者等との連携を強化し、子育て支援ネットワークを構築し、中心的役割を担う。
- (3) 新制度（基本指針）では、妊娠期・出産時からの子育て支援の必要性が明記されていることから、保健師等と連携し、在宅児および保護者を定期的に訪問し、子育てに関する状況の確認・相談支援を実施する。
- (4) 様々な機会の活用と新たな機会を創設し、専門性を活かし、関係機関と連携して、親子や民間教育・保育施設等の保育従事者等に対して講習・講座を開催し、地域全体の子育てに関する力量の向上に寄与する。

### 2. 新制度の実施により以下の役割を担う。

- (1) 小規模保育所等の連携施設としての役割を担う。
- (2) 障害児や新制度において新たに導入された市区町村が措置する子どもの確実な受け入れ施設としての役割や利用者支援を担うなど、子ども・子育てに関する地域（圏域）におけるセーフティーネットおよびワンストップサービスとしての役割を担う。

### 3. ニーズ調査と既存施設の意向の確認結果を踏まえた役割を担う。

- (1) 2014年4月以降に既存施設に対する新制度への移行の意向確認は、幼保連携型認定こども園への移行だけではなく、調査結果で判明した子ども・子育て支援拠点等のニーズへの対応まで確認することが必要である。
- (2) 既存施設の意向の確認結果からニーズに対応した基盤整備が困難である場合は、基盤を整備する責務を担う市区町村としては、直営施設である公立教育・保育施設を活用することで基盤整備を図ることが必要である。

(3) したがって、現段階で民間委託等の方針が示されている場合は、市区町村の基盤を整備する責務を担う立場を踏まえ、一旦保留し、必要に応じた見直しが必要である。なお、公立教育・保育施設が未設置の市区町村については、地域の必要性に応じて、新たに公立教育・保育施設等を設置することが必要である。

#### 4. 地方公務員としての役割を担う。

(1) 公立教育・保育施設等を利用していない子どもや子育て家庭への支援と民間の教育・保育施設、小規模保育事業者等における保育の質の向上等、地域全体の教育・保育の質の向上と子育て支援を充実するための職務を担う。

(2) 専門職としての立場から子ども・子育て支援施策を担当する。

### おわりに～質の改善のための財源確保と保育士の処遇改善・人材確保を～

今年3月24日に開催された子ども・子育て会議では、新制度の本格実施にともなって約1兆円を充てて実施される「量的拡充」と「質の改善」の具体的な内容が示されました。しかし、同時に約1兆円の財源については、消費税引き上げによる0.7兆円の確保は示されたものの、消費税以外から充てる0.3兆円については、確保されていないことも明らかにされました。そのため、この会議で示された新制度の実施内容は、0.7兆円のみの予算で実施するものと残り0.3兆円が確保できた場合に実施するものが示されました。

多くの保育関係者や自治労が、最も関心を持っていた保育士の配置基準は、以下のとおりですが、0.7兆円のみの確保では、このうちの3歳児のみが改善対象となっており、5月26日の子ども・子育て会議で示された公定価格（保育所運営費等）の仮単価では、この改善内容は、加算として示されました。

#### 子ども・子育て支援の質の改善（所要額）（案）

3歳児を中心とした職員配置の改善	3歳児の職員配置を改善（20:1→15:1）	700億円程度
	1歳児の職員配置を改善（6:1→5:1）	670億円程度
	4・5歳児の職員配置を改善（30:1→25:1）	591億円程度

注）子ども・子育て会議（第14回）、会議基準検討部会（第18回）合同会議資料から抜粋

また、0.7兆円の財源では、3歳児のみを改善し、残りの0.3兆円が確保できた場合は、1歳児と4・5歳児を改善するとされている。

一方、今年3月14日に開催された第7回「産業競争力会議雇用・人材分科会（テーマ女性活躍推進）」において民間委員が「都市部を中心とした深刻な待機児童問題は、保育士不足が大きな要因である」とし、保育士不足を解消するために「育児経験の豊かな主婦の力を保育の現場で活用する」ことを提言しました。その後、各方面から多くの批判を受けたこの提言は、6月24日に閣議決定された「成長戦略」では、新制度の施行に併せて、育児経験豊富な主婦等を「子育て支援員（仮称）」として認定する、全国で通用する仕組みを導入することとしました。（小規模保育の保育従事者や放課後児童クラブの補助員等として活躍。全国共通の課程による研修を実施。）

しかし、保育士不足の解消や保育の質を改善するためには、国家資格を有する専門職である保育士等を確保するための措置を講じることが最優先策です。

厚生労働省の資料によれば、17年末には保育士が約74,000人不足するとされている。一方、11年10月1日現在、保育所で勤務する保育士は、377,792人であり、11年度には、43,303人が、新たに保育士資格を取得しています。そして、12年4月1日現在、保育士資格登録者数は、1,125,721人となっていることから70万人以上の潜在保育士が存在すると思われます。

このように不足とされている保育士数を大きく上回る潜在保育士と新たな資格取得者が多く存在する現状から、保育士不足を解消するためには、准保育士や子育て支援員（仮称）の導入ではなく、まず、保育士不足の要因把握とその要因を解消するための施策を進めることができます。

厚生労働省の調査では、潜在保育士が、保育現場で働くことを希望しない理由のトップが「賃金が希望に合わない（47.5%）」としています。事実、保育士の12年の平均給与（月額）は、全職種の平均より10万円以上低いとされています。続いて、「責任の重さ・事故への不安（40.0%）」、「自身の健康・体力への不安（39.1%）」、「休暇が少ない・取りにくい（37%）」とされており、こうした問題が改善されれば63.6%の回答者が、保育現場で働くことを希望すると答えています。こうした調査結果から、保育士の待遇改善により、単純計算上、47万人以上の保育士を確保できることになります。

国家資格の取得者である保育士が、このように感じる職務を専門職ではない人で補おうとする提言は保育の質の改善に逆行するものであり、子どもに対する人権侵害であるといえます。そして、保育士の多くが女性であることを考えれば、保育士の待遇改善と潜在保育士の職場復帰を進める施策こそが、女性の活躍の場を確保するための施策といえます。

自治労としては、引き続き、子どもの最善の利益が保証される社会の実現と、新制度がすべての子どものための制度となるために保育の質の改善をはじめとする予算の確保や制度・政策の充実を求めたとりくみを進めます。





第11回東日本大震災子ども支援意見交換会 2014/6/6報告

# 学齢期の子どもたちの学びを支える

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局 小森 雅子

6月6日、衆議院第一議員会館多目的ホールにて、東日本大震災子ども支援ネットワークの第11回意見交換会が開かれた。

今回は、「学齢期の子どもたちの学びを支える」と題して、学校現場や子どもたちの学びをめぐる状況について、岩手県高等学校教職員組合、岩手県教職員組合、NPO法人寺子屋方丈舎、宮城県教育委員会からそれぞれ報告をいただいた。



当日は、衆・参の国会議員11名秘書15名に地方議員4名を含め合計80名の参加があった。

司会は、森田明美さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長）と荒牧重人さん（東日本大震災子ども支援ネットワーク運営委員）。

## 1 事務局長森田明美さんからの問題提起

この意見交換会は、国会議員、政府関係者、市民社会のみなさんが一堂に集い、被災地からの声、被災地でのとりくみをききながら、今何が子ども支援にとって必要なのかという課題を共有するということを目的に、11回重ねられてきた。

今回は、学齢期の子どもたちの学びを支えるというテーマとした。

被災地の子どもたちは、決して、元気に輝くような歩みを始めているわけではない、という認識に立っている。今年は子どもの権利条約が批准されてちょうど20年になるが、人権侵害の中に身を置かなければならない子どもたちの状況を見るにつけ、私たちはこの子たちを支援し続けなければならない、さらに子どもの権利の視点に立った施策を展開していくなければならない、という思いを新たにする。

学齢期の子どもたちの学習をどう保障していくのかということは大きな課題である。今までの意見交換会でも語られてはきたが、ダイレクトに挑戦することはできてこなかった。

文科省施策、厚労省施策、学校、家庭、地域が一丸となって、子どもたちの学びを支えていこうというのが、今回の大きな問題意識である。

## 2 岩手県高等学校教職員組合 澤瀬 清巳さんの報告

被災後の人口流出にともない、小中学校の統廃合が進んでいる。高校も統廃合に関する委員会が県にできて、子どもたちの環境が大きく変わろうとしている。

仮設住宅は家族2人くらいなら何とかなるが、小さい子から高校生まで一緒に住むとなかなかたいへんで、落ち着いて勉強するための居場所が必要になる。ゾンタハウスを先日見学したが、学校での授業中の姿かと思うくらい熱心に勉強している。陸前高田では高教組としてもかかわっている「国境なき子どもたち」というNPOが実施しているバスの中で勉強させるようなやり方とか、教育事務所が実施している放課後子ども教室などで、なんとか居場所づくりをしている。

支援事業は3年で終わりというのがけっこうあり、さまざまな事業が撤退はじめている。大学入試センターは、3年間釜石に臨時の会場を作つてセンター試験を行ってきたが、3年たつたのでそろそろ中止ということになった。三陸鉄道（第3セクター）は通つても、JRはまだ通っていないし、支援は引き上げられていく。

保健室を利用する子どもが増えている。体のこともあるが、教室ではなかなか震災のことは話せない、安心して話せる場として利用されている。

震災の話がしにくい状況は生徒だけではない。岩手県は人事異動がだいたい6年でまわっている。震災当時は人事異動がストップして1年間全然動かないで、12年の春に動いたが、震災を経験した人たちが盛岡など内陸に異動し、震災や津波を経験していない人たちが沿岸のほうに来るという人事が今進んでいる。内陸に行って震災の話をしてもなかなか分かってもらえない。

地震はみんなが経験したが、津波を経験したかしないかでも違いがある。生徒の1人は、震災とか支援とかいう言葉はもう聞きたくない、自分は被災していないと言う。今後配慮していかなければならぬ点だと思っている。

教職員の加配は、文科省に申請している部分は今年34名、支援校で13名、昨年度よりは10名増えている。1年ごとの臨時で入っているが、心の問題にとりくむには数年間きちんといてもらいたい。文科省に申請して数は増えたが、先生の勤め方がもう少し長期になるなど改善されることを望む。

## 3 岩手県教職員組合（義務教育担当）砂金良昭さんの報告

不登校児童の推移について出現率を全国比でみていくと、一昨年までの集計ではあるが、岩手は全国をこえている年度はない。最近増えているという印象はあるが、実数はまだ報告できない。

県教委が進めている心のサポートのとりくみの中で、一番重要視しているのは人的配置である。カウンセラーをどう継続して配置していただけるかということが大きな課題になっている。欲を言えば、学校に毎日いてほしい。何かあったときカウンセラーさんがいるかいないかで、子どもの気持ちが整理できるかできないかが変わってくる。

今心配しているのは教職員のバーンアウト。一生懸命子どもたちと向き合つて、子どもたちの生

活の背景まで背負い、自分で消化しきれなくなってしまう。学校全体で整理すればよいのだが、なかなかそこまでは進まない。教職員自身が苦しむことになる。

子どもたちが心をどう開いていくかということを考えた時、心を開くべき遊び場が今少ない、遊び場をどう確保していくかという問題もある。

さきほど森田先生からも提起があった格差という問題もある。ある学校に行って話をしたとき、スクールバスでの子どもたちの会話を紹介してくれた。ある子どもが「あそこに見えるうちは私のうちなの」と言う。子どもだから悪気があるわけではないが、聞いている子どもの中には、自分のうちはまだないし、仮設だし、という気持ちになってしまふ子がいる。うまく表現できないまま、内面に抱え込んでしまう。

先生方は、子どもたちを震災前の状況に戻したいということに一生懸命で、行政からも復興教育をしましょうということをよく言われるが、子どもたちの心が安定してからやるべきこともあると思っている。震災後人事異動が進んで、内陸から震災を経験しなかった校長先生が入ってきており、例えば、避難訓練のとき「本番のように訓練しなさい」という。子どもたちは「本番」を、あのつらさ、たいへんさを経験している。ことば一つがすごく大事なのかなと思う。

現場では、震災加配がいつまで続くのかということを心配している。震災加配教員が入っているところはある程度安定して、落ち着いて授業が進められている。しかし1年更新で職場が変わっていくため、せっかく慣れた先生と別れて、またゼロから心のコミュニケーションをしていかなければならない。心を開くのは時間がかかる。同一人物の継続雇用をぜひお願いしたい。

学校統廃合について、岩手県は毎年20校くらいの小中学校が統廃合されている。沿岸部に限らず内陸部も含めて児童生徒が減少している。大槌町では、小学校4校をまとめて一つにして、いずれ中学校とまとめて一貫校にするという方針が出ている。子どもにとって通学距離が伸びて、地域のコミュニティが維持できるのかという心配がある。これから大きな課題になると考える。

## 4 NPO法人寺子屋方丈舎 江川和弥さんの報告

福島県の会津地域に住み、いわゆるフリースクールを営んでいる。私自身は、1999年から不登校支援の活動を民間で始めている。NPOを立ち上げる前は、教育委員会で、適応指導教室の担当を5年し、その後NPOを立ちあげた。実は私自身も高校中退していて、私は不登校の「キャリア」といっているが、ここでキャリア組というと文科省の役人に受けるかな、と（会場笑い）。なぜ自分は不登校になったんだろうという謎を解明すべく不登校のための事業やフリースクールをやって、今日に至る。

「不登校にはなったけれど高校卒業の資格がほしい」という子のために通信制高校、サテライト校、それから学校に通う子どもたちに環境教育として土日のプログラムを提供する、というのが私たちの震災前の活動だった。

震災後は、大きな変化があった。会津地域は福島第一原発から120キロくらい離れていて、約4千人の避難者がやってきた。大熊、楢葉町を中心とした自主避難者である。

いま福島では、子どもたちの分断、離散が起きている。例えば大熊町は学校を会津地域に移転し

て、小学校2校、中学校1校を持っている。去年まで、会津地域にいる大熊の子どもは普通に進学していた。スクールバスも出していた。今年になって多くの子どもたちが、会津若松の学校に区域外就学を始めた。昨年の大熊の小学校の新入学生徒は25、6名いたが、今年は一気に11名まで減った。中学校も昨年は30名いたが今年は9名。震災4年目の急激な変化だと思っている。

県外に出る人も増えてきた。進学先もいろんな学校になった。今では大熊の中学校を卒業した子が40人いれば40校に進学していると言われている。子どもたち自身が自分の育ちの場をどこにするか、キャリアをどこで形成するか、どこで仕事をするか、というのを個々バラバラに選ばざるを得ないという状況が起きている。一つの原因として大熊という地域の特殊性がある。中間貯蔵施設を受け入れたことで、親への影響があると考えている。何年後に戻れるのか、双葉郡の子どもたちは、具体的にイメージできない。原発のお金が入っているので家を建てるお金はある。子どもたちがどこで生きていくかという選択で、行政とかコミュニティ単位ではなく、サービスも含めて自治体を選ぶようになった。これは大きな変化だととらえている。

不登校の状況は、福島が特別増えているとは思っていない。昨年の学校基本調査によると、前年対比で78人増ということになっている。お隣の宮城県は全国1位である。福島県にもこういう個別市町村のデータを作りほしいなという意味も込めて宮城県のデータを出した。震災前から震災までの不登校の推移が分かるすばらしいデータ。小学校別、中学校別で出ていて、福島県もこれを作りたい。福島県は、一番多い時期は、平成20年1507人が不登校なので、数字で見る限り、特段震災後不登校が増えているわけではない。

いじめに関しては大津の事件があってからいじめの発生件数が全国的に上がっているので、福島県も当然上がった。

もう一つお話ししたいポイントは、不登校の原因について。福島の場合、転校、区域外就学、仮設や借り上げ住宅での孤独、さらに自分の家を作ったりと、いろんな社会環境の変化がこの2、3年で起きている。最終的には心の問題になるのかもしれないが、例えば仮設にいる子どもたちに、地域と結びつくサービスを提供するとか、区域外就学をしなくても部活動ができる仕組みを作る、といったことが必要だと考える。丁寧にソーシャルワークされれば、区域外就学もこんなに増えなかつたし、子どもたちの生きづらさや不登校の問題も改善する部分があると思っている。臨床心理士が心のケアをするよりも、ソーシャルワークをていねいにすることが必要であると私は思っている。ソーシャルワーカーが足りないし、またソーシャルワークの専門性が日本の中で低いという課題もあると感じている。

民間教育と公教育の連携が大事だと思っている。NPOや民間団体で、不登校支援や学童のノウハウを持っている。そこと公教育はどう連携するのか、公教育の枠の中に我々は入っているのかという不安がある。大熊町の大熊地域学習応援協議会の事務局を私たちが引き受け作った。大学とNPOと教育委員会が入った事例で、学校ができること、民間ができるなどをシェアして情報を共有し、例えばこの子は学校には行っていないが仮設の学習支援には来ています、という例もある。われわれはこの学習支援を通じて学力を補充する、もしくは子どもと丁寧に話をする、加えてそうした情報については学校とも共有する、ということも十分可能である。

1人の子どもを巡ってその子どもたちが育っていくいろんな場面があるが、地域や民間のリソース

をきっちり使って、支援をしていくという仕組みを作っていくことが必要で、新たなものを呼び入れようと思ってもすぐには定着しない。今ある仕組みをどう高い機能に回していくかということがすごく大事だと思っている。

今後の活動の焦点について最後に話したい。公教育と民間教育の連携をさらに深めることが大事だということと、福島の問題は、さきほど大熊町の事例をとってもわかるように、根が深いし今後長期にわたると思っている。民間の人材の確保も難しくなってきてている。

不登校、いじめの問題を、公教育と民間教育がともに課題解決をしていくという事例のモデルを福島から作りたい。全国の不登校支援で、公教育と民間教育がちゃんと対面で組んで支援しているという事例はない。でも震災だから逆にできるかもしれない、こういう時だからこそお互いに協力できる、今やるべきだと、今これに対してお金をつけるべきだと思っている。ぜひ国会議員のみなさまにもご協力いただいて、新しい不登校支援モデル、いじめ問題の解決モデルを福島から作っていきたい。

子どもを支援するときに、今の介護保険のシステムがいいなと思っている。中学校区くらいの地域で、官民共同で情報共有しながら子ども支援の仕組みを作る。学校の中で不登校はこの子、いじめられているのはこの子がいて、学校では対応しきれないが民間でどうですか、と言わいたら、民間で受けるとか、訪問するとかできると思う。縦割りではなく、横でつなぎ地域の連携、官民連携でやればいいのではないかと考えている。

## 5 宮城県教育庁義務教育課 千葉睦子さんの報告

不登校児童生徒の出現率については、宮城県は震災前から高かった。震災があったからなのか、と言われるが、学力状況調査の結果にしても不登校の問題にしても、震災との関係があるとは一概にいえないが少なからずあるものと捉えている。子どもたちはそれぞれであって、地区によっても特徴がある。原因を突き詰めることも含め、現実を受けてどうしたら子どもたちが元気になるのかを考えていきたい。

宮城県では、国の緊急スクールカウンセラー等派遣事業を受けて、予算的には事業費の10分の10を国がまかなっている。教育相談充実事業、登校支援ネットワーク事業の2つを紹介する。

教育相談充実事業として、スクールカウンセラーの配置、派遣等を行っている。県内の公立全中学校に、毎日ではないが配置している。小学校には広域でカウンセラーを配置して、地域の小学校に入っていたらしく、県外からのスクールカウンセラーの方々の支援が大きい。日本中、いろいろなところから来ていただいて子どもたちの支援、先生方のサポートにも入っている。

気仙沼の小学校の校長先生から聞いた話では、保健室で話を聞いてもらう子たちがいるが、保健の先生は一人だけなのでなかなか対応しきれない。そういうときにカウンセラーの先生がいるだけがういうことだった。

専門カウンセラーの配置について、県内には、教育事務所が7つある。そこに専門カウンセラーを配置して専門的な立場から子どもたち、保護者、教員等の相談に対応している。

登校支援ネットワーク事業として、地域ネットワークセンターの設置と、スクールソーシャルワー

カ一の配置を行っている。

スクールカウンセラーの相談件数、および相談人数について、資料では平成22、23年度の数しかないが、ぐんと増えているのがわかる。スクールソーシャルワーカーの活用についても訪問活動回数はやはりどんどん増えてきている。

次に、学び支援コーディネーター等配置事業を紹介したい。

国の、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業を受けて事業費の10分の10を国からの支援で行っている。

それぞれの市町村教育委員会が母体になり、学習支援センターを立ち上げている。学び相談員は、退職した先生、地域の人材等にあたっていただいて、実際に勉強を見てくれるのは大学生や地域の人材、場所は学校や公民館、図書館などの社会施設で行っている。

長期休業中や、平日放課後、土日など、地域の実態に応じて行っている。平成23年度の途中から始めた事業だが24、25年と定着しており、仙台市を除いて34の市町村があるが、今年度は26の市町村で取り組んでいる。

沿岸部の需要、要請が多い。仮設で暮らしている子どもたちにとっては落ち着いて勉強する場所を確保するのはたいへん難しい。その子どもたちのためにもこれはぜひ継続してほしいという声が強い。先日も第1回の連絡協議会があった。気仙沼では小学校では70名近く、中学校では60名近く、仮設住宅にいる子どもたちが学び支援の学習会に参加して放課後などに勉強しており、有意義な事業であるという報告があった。

課題は、地域にいつも学生がいるわけではないということ。学生を頼れるのは、長期の休みのとき、授業の一環として参加しなさい、という大学の先生からのお話があったときなど。子どもたちにとっては先生よりもちょっと年齢が近い学生さんたちと触れ合うことで安心できる居場所になっている。基本的には子どもたちの自学自習の場であり、そこに行くことで仲間や地域とつながっている。

参加児童人数は、延べ人数で10万人を超えていている。24年度は7万人の利用だった。自治体からはいつまでこの事業が続くのか、という不安の声もきくが、続けていただきたいと思う。

先日の連絡協議会では、学生のボランティアが入らない分、地域で頑張ろうと、教員経験者でなくとも、地域の人が子どもたちの勉強と一緒にみてみようという話も聞いた。沿岸部よりも内陸部が多いが地域のコミュニティ再生にも役立っていると感じた。何かが動いていくには時間がかかるのだな、ということを感じた。

最後に、子どもたちの写真を何枚か見ていただきたい。気仙沼市立中井小学校は児童が1～6年生まで単学級、全校生児童90名。校庭には仮設住宅がたくさん立っていて、見通しが立っていない。大人たちが疲れる頃なのかな、と心配している。そこで子どもたちが元気に運動会をしている。

南三陸町立戸倉中学校は、今は閉校して志津川中学校と一つになっている。昨年度、学び支援コーディネーター等配置事業はやっていないがNPOにお世話をなったということで、放課後勉強の面倒を見ていただいた。



津波で学校が使えなくて、志津川中学校の校舎で学んでいたが、自分の家に帰るのに、スクールバスが小学校の子どもたちを送って戻ってくるまで、1時間待たなければならない。その間に、勉強を教わっている。

子どもたちの声を聴くとき、子どもは周りのおとなに配慮するから、期待に応えようとする、という。そのことを踏まえる必要がある。現場の先生方からは、その時だけの支援とか、華々しいものではなく、普通の教育活動に早く戻りたい、という声を聞く。

地域を支えていくということで、子どもたち自身も力強く動き出している。例として、女川の子どもたちは、生徒会が中心になって募金活動をし、「いのちの石碑」を立てた。この地点まで波が来たのですよ、こういう怖い津波を経験したことを忘れないでほしい、というメッセージとともに建てた。こういう力強さも子どもたちの中にあるということもご紹介したい。

## 6 国会議員からの発言

- ・災害公営住宅も徐々に完成しているが、宮城県の村井知事は、当初の予定から2年くらい遅れると発表した。復興の道筋は長く続き、心の復興はさらに時間がかかるが取り組んでいく。  
(民主党 / 郡和子衆議院議員)
  - ・女性議員、地方議員とともに力をあわせて、被災地の支援、子ども支援についてはこれからも全力で取り組んでいく。  
(公明党 / 古屋範子衆議院議員)
  - ・今は文科の野党の筆頭理事をしている。現場みなさんのお話を聞いて、政策にするということをこれからも続けていきたい。  
(民主党 / 大島九州男参議院議員)
  - ・子どもたちの中に心の分断が生まれていかないように、多様できめ細かいとりくみをしていかなければならない。  
(公明党 / 竹谷とし子参議院議員)
  - ・復興はどうしてもハード優先で、ソフトは置き去りにされがちであるがこれからもしっかり取り組んでいきたい。  
(社民党 / 吉田忠智参議院議員)
  - ・子ども被災者支援法をなんとか具体化していきたい。国会の中で子どもたちを応援していくたい。  
(社民党 / 福島みづほ参議院議員)
  - ・子どもたちの課題は被災地だけの問題ではないが、被災地でしっかりと支援をしていくことで全国に広がっていく。  
(みんなの党 / 山口和之参議院議員)
  - ・一番傷つきやすく、また未来のある子どもたちへの支援は重要である。自分も教育者であり、それぞれの立場を結集していきたい。  
(自民党 / 伊藤信太郎衆議院議員)
  - ・震災からの復興には全力をあげており、子どもたちの笑顔が取り戻せるのが本当の復興と考えている。  
(公明党 / 佐々木さやか参議院議員)
  - ・子どもたちが被災前のように学び続けられるのか、希望を持って生きていけるのか。子ども自身の声に耳を傾けていきたい。  
(民主党 / 神本美恵子参議院議員)
- 他にも自民党の大久保三代衆議院議員にもご参加いただいた。

## 7 厚生労働省からの発言（被災地子ども支援室川鍋課長）

被災した子どもたちの心と体の健康、生活という視点から、今年度、いろいろと事業を作った。

私自身も被災地3県をまわって意見を聞いて作り上げたもので、これはスタートであり、まだまだ支援は続していくと思っている。また、子どもの問題についての調査・研究として、公募で広く関係者の方が手を挙げてできるような仕組みもつくれたのでこちらも活用していただきたい。

## 8 文部科学省からの発言（児童生徒課 斎藤課長）

緊急スクールカウンセラー等派遣事業と学習支援等のための教職員の加配の資料をつけています。

その中で緊急スクールカウンセラー等派遣事業は、23年度補正予算から34億でスタートし、26年度の予算は37億となっている。24年度がピークで25、26年度と若干予算としては減っているように見えるが、地域のニーズをとらえながら、概算要求をしている。26年度は要望通りの予算がついている。

4つの柱があり、心のケアの対応、進路指導・就職支援、障害のある子どもへの支援、生徒指導体制の強化である。

心のケアの対応は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを派遣して子どもたちの心のケアにあたるということ。事業がスタートしたときにはいろいろな要望があった。

市町村を委託先にする、学習支援はNPOや団体が委託事業を受ける、ということなどにも弾力的に対応しており、委託対象にしている。スクールカウンセラーの派遣が中心で、被災3県で約千人を派遣している。

被災地以外でも、被災した児童を受け入れている学校に、スクールカウンセラーの派遣をしている場合にはこの事業の対象としている。25年度実績で128団体に対して34億円を委託している。うち100くらいが自治体対象で28が民間団体である。

進路指導就職支援体制強化事業について。被災3県の高校への進路指導員を派遣したり、県内の企業との連絡協議会を開催したり、進路指導・就職支援の事業としてできるものは委託できる。進路指導としては被災3県に対し、50名ほどの進路指導員を派遣している。委託先は5つの団体に対して1億ほどの契約実績がある。

特別支援学校における外部専門家活用事業について。被災した障害のある児童生徒の学習支援、学習活動を充実させる観点から、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士などを派遣するということで約90人の専門家が派遣されている。自治体を中心として、6つの団体に3千万円ほど委託している。

生徒指導体制強化事業として、被災した児童生徒の社会性の育成や生徒指導上の諸問題に対応するために生徒指導の専門家を派遣したり、それに類するようなワークショップ等を開催するために必要な経費を措置している。約10団体に対し2億7千万委託している。代表的な例を紹介すると

ヤングアメリカンズ、キッズドアなどが取り組んでいる。

周知のためには、文科省と復興庁のホームページに掲載し、事業の公募をしている。教育事務所単位で先生方が集まる機会に出向いて行政説明をしたり、委託した団体に会計監査に行くときに実際の状況の話を聞かせていただいたりしている。

最近はスクールソーシャルワーカーの要望が大きくなっているので、対応していきたい。

江川さんからも提案があったが、被災地に限ったことではないが、不登校児童が学校以外で相談や指導を受けると出席扱いになるという制度を設けている。今回は資料を出していないが、文科省の問題行動調査の中で不登校に対する調査をさまざまにしている。その中に不登校の子どもが学校外で相談指導を受けた期間と人数、その中で出席扱いになった人数、出席扱いになっている場合には必要に応じて学割定期が使えるというようになっていて、その人数も計算しているのでご参照いただきたい。

6月3日に超党派のフリースクール議連が立ち上がった。今後フリースクールの在り方についても検討していきたい。

加配についてのお話があったが、国の予算は単年度なので、基金化しない限り単年度の要求になる。ただ、緊急スクールカウンセラーに関していえば、同じ方が年度をまたいでも継続して配置されるように県のほうでも措置しているときいている。我々も県や民間団体と連携を取りながらだけそのようにしていきたいと思っている。

## 9 復興庁からの発言

NPOとの連携を進めていきたい。広域的民間連携班も設けて毎年NPOが活用可能な政府の財政支援を一覧にしているので、利用していただきたい。

復興大臣は、住宅再建、産業再生、健康・生活支援、の3つの柱が大事とよく申し上げている。省庁連携しているが、今回健康・生活支援という面で復興大臣のもとに関係省庁を集めてタスクフォースを設けた。現場から寄せられた課題を総合的に把握する、現地で活動する有識者や病院の先生にこちらから出向いたりお越しいただいて、検討したものが、今回紹介するパッケージである。

5本の柱があり、2番目に子どもに対する支援の強化として柱を一つ立てて検討してきた。厚労省の被災の影響を受けている子どもに対する支援は、このタスクフォースでの検討を受けて拡充や新設したというもの。

厚労省の事業については、今まで心のケアだけが対象だったものが体のケアも対象になった。仮設住宅で空き部屋になったところを改修して子どもが過ごすスペースを作る事業も創設された。

遊具の設置や子育てイベントの開催は福島でしかできなかったものを被災3県に拡大した。子育て世帯の心身の健康に対する相談支援を訪問して行うという事業も今回新たに創設された。

新しい東北先導モデル事業は健やかな子どもの成長についても対象にしている。

## 10 会場からの発言

キッズドアからは、今年度から森田先生の大学の研究センターと一緒に子どもの声をじかに聞いて、それをもとに福祉領域や教育領域につなげていくとりくみを始めている。今、「新しい東北」に応募しているので、とりくみ始めている。江川さんのような現場から仕組みを作っていくたいと思っているとの発言があった。

## 11 事務局長森田明美さんからのまとめ

被災地だからやってみるというチャレンジングな事業があつていいと思う。福祉領域の課題は、教育や、日々の暮らしの中でできてくるものであり、さまざまな領域が連携して支えることが子どもたちの安心感につながる。

市民社会と被災地でのとりくみをしている人がつながることでできることがある。それを具体化していくときに予算が必要なったり、仕組みが必要になったり、市民社会への情報提供も必要になってくる。専門性も求められている。いろいろな人たちが力を合わせないと子どもたちの問題は解決しないかない。

私たちは熱意は十分あるが、お金のない団体であり、今回は岩手、福島、宮城から手弁当で来ていただき頭の下がる思いである。被災地の子どもたちや子育て家庭の状況は深刻度を深めている。次回は9月5日に心のケアについて取り上げることを予定している。これからもご協力をお願いしたい。

### 第12回東日本大震災子ども支援意見交換会のご案内 —子どもたちの心のケア支援を巡って—

日時：2014年9月5日（金）11時～13時

場所：衆議院第2議員会館 多目的会議室

＜報告＞

1. 子どもたちの心のケアをめぐる現状と支援に関する問題の整理  
森田明美（東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長 東洋大学教授）
2. 被災地からの報告
  - ・宮城県の子どもの心のケア現場からの提言：本間博彰（宮城県子ども総合センター）
  - ・震災・原発事故後の子どもの心のケアの実践と福島の未来へ向けて：成井香苗（福島県臨床心理士会・ハートフルハート未来を育む会）
  - ・岩手県における被災した子どもの心のケアについて：米澤克徳氏（岩手県保健福祉部子ども子育て支援課・いわてこどもケアセンター担当）
3. 国による子どもへの支援
4. 震災子ども支援への国会議員からの発言

＜主催＞ 東日本大震災子ども支援ネットワーク

事務局：東洋大学白山校舎2号館608号 森田明美研究室

TEL・FAX 03-3945-7481 E-mail : info@shinsai-kodomoshien.net



第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

## 子ども達の学び合いやたまり場所・居場所づくり「いらずの森」

加賀おやこ劇場 新家 佳代子

### 趣旨・目的

子ども達が自主的に仲間づくり・居場所づくりを目的に年間を通して活動していく。

いらずの森は、おやこ劇場の年間を通した様々な活動の中のひとつで、子どもの自主性を育むことを目的に18年間継続してきた活動です。

子どもの表現力（コミュニケーション力）を高めることと子ども達の仲間づくりの体験の場となっています。親いらずの活動という意味で「いらずの森」という名称となりました。

対象は4年生以上の子ども達で、高校生が大学生の力を借りて遊び・劇・ダンスのワークショップをしていきます。

### 子ども達の背景

数年前から子ども達の遊びが集団から個人へ、屋外から屋内へと変わり、他人との関わりが減り、他人と関わることが苦手な子どもが増えてきました。

全国を回って子どものいじめ・不登校問題に取り組んでおられる講師の方から、「今は地域による子どもの遊びの違いはない。世代による違いが非常に大きい。」という話を聞きました。「田舎の子どもも都会の子どもも皆同様に、DS・プレステ・スマートフォンなどのゲーム機で遊んでいる」というのです。確かに今、外で子ども達が遊んでいる姿はほとんど見られなくなっています。70年代「ファミリー・コンピュータ」が発売される前は、子ども達自身が遊びを企画・計画し、外で遊んでいる子どもの姿が見られました。「ほっておけば子ども達は屋外に出て集団遊びをするもの」というのは今や神話になりつつあります。自分たちで遊びを企画する能力が衰弱し続けています。今は、いらずの森を含めた子どもの活動に「ゲーム機などのひとり遊びをする物は持ってこない」という注意事項が必要になっています。

集団で遊ぶことによって、人は他人と関わり、我慢したり、自分の気持ちを伝えたりすることを体験します。どうしたら人間関係をうまく築けるかを自然に習得していきます。パソコン・ゲーム機での遊びはしゃべる必要はないし、相手を思いやる必要もなく、いつも自分が中心で我慢する必要もありません。ある大学で、「1番なりたいものは?」というアンケートをとったら、1位「深海魚」、2位「木」という結果だったとのこと。人と関わらなくていいからだそうです。

このようなことから、私たちは子ども時代の遊び体験は子ども達の育ちの上で重要だと思っています。

## 「いらづの森」に向けた子ども達の集団づくり

### ◆4月 顔合わせ 高校生の顔合わせ会

今年高校に入学した子どもの先輩である歓迎会を高校生・大学生が開き、今年度の子ども達の活動計画を立てる。



お好み焼きを班ごとに分かれて作る。

日時	活動	参加年齢	参加者数
4月	新高校生観劇会	高校生以上	21名
6月	バーベキュー	中学生以上	31名
8月	キャンプ	4年生以上	46名
10月	げきじょう祭りで 中学生中心に出店	中学生	18名
	カレーライス		
12月	冬合宿 県内6劇場で	4年生以上	23名
1月	冬合宿	4年生以上	37名
3月	いらづの森	4年生以上	69名

### ◆6月 前年度げきじょう祭りで出店したカレーライスの売上で、中学生とバーベキュー

買い出し・火おこし・調理を協力して行う。



定番になってきた鶏肉の丸焼き

## ◆8月 キャンプ 小学生4年生～

今年度は6月から3回高校生が集まり計画をたてました。チラシを作り、参加者を募集し、班分け等の事前準備をしました。

### 《参加者全員の事前の集まり》

班のリーダーを中心に班ごとに夕飯・朝食のメニューを考え、買い物する食材・持ち物を話し合います。班ごとで集まることで、班の絆が生まれてきます。

小学生が意見を出しやすいように、高校生・中学生が声かけをします。

大人は「助けてください」というまで口を出しません。

### 《キャンプ当日》

テントの張り方を教えてもらい自分達で張る。



事前に考えた遊びを説明し、全員で遊びます。たくさんの体験・経験を通してリーダーとして育っていきます。



夕飯は班ごとに協力して作る。



## ◆ 12月 冬合宿 小学生4年生～



初めて出会う子どももいるので、小学生の緊張した心をほぐしていくために自己紹介をゲーム形式でします。



今年はソリで雪遊びをしました。

## ◆ 3月 いらすの森

いらすの森の前にリーダーになる子ども達がスキルアップのためのワークショップをしました。講師は先輩の大学生です。

場所：鶴来青年の家 加賀温泉バス出発 13時

3/21		3/22		3/23	
14時～	入所式	7時30分～	朝食	6時30分～	そうじ
	オリエンテーション	9時～	ワークショップ	7時30分～	朝食
14時30分～	みんなで遊ぼう！	12時～	昼食	9時～	ワークショップ
18時～	夕食	13時～	ワークショップ	12時～	昼食
19時30分～	遊び(班対抗ゲーム)	18時～	入浴	13時～	発表
20時30分～	入浴	19時30分～	遊び(班対抗ゲーム)	15時～	解散

リーダー達が考えた遊びをみんなで。



参加者 ダンス 18名

プレイ 46名 (縦割りABCDE班の5つのグループに分かれます)

班の構成は縦割り、男女一緒にリーダー達が事前に決めます。コミュニケーションが苦手な子ども、初めて参加する小学生の子どもなど一人ひとりのことを考え、時間をかけてグループを作っていくします。最終日にダンスもプレイも5分ほどの発表を行います。ダンスは創作ダンス、プレイは創作劇発表をします。



案を出し合いストーリーを考えていきます。



小道具を作成中。

《プレイ発表》 今年は旅行というテーマのプレイ（劇）をつくりあげていきます。  
タイムスリップ・新婚旅行・おたまじやくしがカエルになるまで・輪廻転生など班ごとに個性あふれる劇発表ですばらしかったです。



《ダンス発表》 振付はリーダーが考えます。



## 【感想・アンケートより】



めちゃ楽しかった!!  
また来たい♡  
人見知りじゃなつたらもっと  
友達でいたいなあ... 笑  
ゲームとか大勢でできて楽し  
かった♡劇を作るのが楽しかっ  
た。ダンスかわいかった!



1日目が部活で参加できなかっ  
たのものすごく悔しかったで  
す。  
2日目の日に来れたのでよかっ  
たです。また参加できたら参加  
したいと思います。



ダンスがかわいくて練習がすご  
く楽しかった。いっぱい遊ぶこ  
とができた。  
色々な子と仲良くなれて嬉し  
かった。来年部活休めそうだっ  
たら来ようと思う。



4年生の子が2人おって、樂し  
そうにしてくれたのと、来年も  
来たいって言ってくれたことがめ  
ちゃよかったです。



今年のいらずは、いらずって感  
じがしなかった。今年の班は個  
性の強すぎる班でした。  
来年は高校生になるので、高  
校生企画ができる。受験が終わっ  
てからのいらずだったのですご  
く楽しかった。

高校生にもうすぐなるから、來  
年のいらずは楽しむだけじゃな  
くて楽しませることもがんばり  
たい!夜遅くまで起きとて樂し  
かった。班活動、眠そうにしど  
てごめんなさい。

又来年も来ます!!!!



初めて参加して、どんなのかわ  
からなかつたけどすごく楽しかっ  
たです。新しい友達もたくさんで  
きたし良かった!! ダンスはきゃ  
りーぱみゅぱみゅで本番は間違  
えたけどすごく楽しかったです!!  
また来れたらいいなー。



今年でいらずに参加するのは3  
回目になりました。毎回樂しく  
て今年もめちゃ楽しかったです。  
ダンスをみんなで楽しくできて  
良かったです。すーちゃん(す  
ずね)が来ていなくてすごく残  
念だったけど、次の来年のいら  
ずは、来れるといいです。(笑)



第14回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

## 八千代市若者ゼミナールで行っている 学生と参加の子どもとの共同活動

東洋大学社会学部社会福祉学科 森田ゼミ

### I 八千代市若者ゼミナール（以下若ゼミと略す）って？

八千代市若者ゼミナールは、被生活保護受給世帯とひとり親家庭の中高生を対象にした学習支援です。活動は千葉県八千代市の市役所の脇にある八千代市福祉センター5階を使って、毎週木曜日17時～20時に開催されています。運営責任者は八千代市生活支援課です。その活動を市の職員にまじって、私達東洋大学森田明美ゼミ生などいくつかの大学生たちがボランティアでかかわり、1対1の個別学習を無料で提供しています。通常は子どもが持ち込むテキストで学習、休憩は自由となっており、17時から19時半までが勉強の時間、20時までに片づけ、帰宅という日課で運営されています。



ただ、勉強を目的としない子どもも参加しています。ルールは1つ、携帯使用不可。皆さんからいただいた珈琲やココア、紅茶があり、時々、お菓子やみかんもあります。

### 2 学生たちの役割と特別ゼミ

私たち学生は、こうした活動の中で、参加している子どもたちと時々いろいろな企画を考えます。2013年度に実施した特別ゼミとしては、受験対策特別ゼミナールと称して、子どもたちと相談して、学生が企画から実施まで行った特別ゼミナールがあります。これはあまりに数学のできない中学生が多くて、このままでは受験しても不合格者ばかり出てしまうという危機感を持った私たち学生が子どもたちと相談して、主に中学三年生を中心に数学だけを一日行う特別ゼミでした。学生企画なので市役所に企画書を提出し、職員の方と何度も話し合いの場を設けました。やってみた結果は、子どもたちの反応も上々、学生からも面白かったとの感想ももらいました。これは学生にとっても勉強になった!!!

### 3 お疲れ様会

第2企画は、お疲れ様会。

私たち学生は、若ゼミに参加している子どもたちとゼミ終了後の時間を使って事前に企画案を作り、必要なものの準備をしました。何か楽しい企画を考えないと勉強だけでは頑張れない!

高校入試が終了した、年度末の2014年3月28日(木)13時~17時八千代市福祉センター4階を借りて、お疲れ様会を実施しました。

#### 1) 活動内容

13:00 子どもたち集合、会場準備

13:10 高校生ゼミナール

13:50 アイスブレイク(人間知恵の輪)

15:00 ビンゴゲーム

16:00 卒業祝い

#### 2) 目的達成度 2つの目的を当初持つて実施したのですが、達成度は上々でした。

##### ①スタッフと子どもたちの交流

→達成。アイスブレイクでは子どもも学生もかなり積極的に参加し予定時間を大幅にオーバーしてしまいました。その他の場面でも一人になってしまふ子どもがいないよう配慮していました。子どもたち数人のグループの中には多くの場面で学生が参加していました。

##### ②受験勉強を終えた子どもたちへの慰労

→達成。当日は新調した制服を着てくる子どもたちもいて、子どもたちから新生活への期待が強く感じられました。高校生ゼミではスタッフやゼミの卒業生が新高1の不安を聞き、高校生活の魅力を存分に伝えていました。

#### 3) 反省点

- ・当日までスタッフが揃うことがなく準備が直前になり、結果として子どもたちが何をしていいかわからなくなる場面がいくつかありました。
- ・人間知恵の輪が盛り上がり、押してしまった。結果として子どもたちから是非やりたいと希望のあったジェスチャーゲームが実施出来ませんでした。
- ・当日不参加の東洋大の学生がいたこと。当日までに集まることが出来なかったのが要因だと思います。



#### 4) 参加者

新高校1年生8名 卒業生2名 スタッフ10名 合計20名

### 4 活動のまとめ

若ゼミの1年間の活動を通じて、以下の事を考えました。

次年度の活動につないでほしいと思います。第1に継続的な支援の重要性、第2に子どもとの信頼関係づくりの重要性、第3に受験生の学習に関わるという支援者側の緊張感と準備、第4に多様な家庭で子どもが育っているということを常に意識しておくこと、第5に学生だから出来る支援のあり方を見つけることが重要だと思いました。





## 〈特集〉子どもの権利条約 20th

子どもの権利条約を日本が批准して今年で 20 年を迎えました。  
そこで、様々な団体の関連イベントやコラム等、子どもの人権連事務局が特集します。

6/1

### 「カンボジアの子どもの人身取引～子どもの権利をどう活かせるか」

Youth for Rights(C-Rights シーライツ ユースグループ) メンバー

文京学院大学3年 平野 友菜

(ひらの ゆうな)

シーライツでは、2014 年度からユースを中心として国内事業「チャイルド・ライツ・プロジェクト」に取り組んでいます。このプロジェクトでは、子どもを取り巻く社会が抱える課題を、子どもの視点からとらえ直すことで子どものエンパワーメントやライツ・ベース・アプローチ（権利アプローチ、RBA）の重要性を伝えること、またグローバルな視野で子ども参加や子どもの権利の意義を考えることで私達たちが住む社会についても考え直すきっかけをつくるということを目的として活動しています。

子どもの権利条約が、日本政府で批准されてから 20 周年を迎えた今年、シーライツは、「子どもの権利」についてカンボジアだけではなく、日本国内でも広めることができるように子どもの権利やライツ・ベース・アプローチに関する連続セミナーを開催しています。

そして 2014 年 6 月 1 日には、子どもの権利条約批准 20 周年記念連続セミナー第2回として、「カンボジアの子どもの人身取引—子どもの権利をどう活かせるか」を開催しました。このセミナーは、ワールド・ビジョン・ジャパンとシーライツによる共催で行い、高校生を含む 10 代の学生など 55 名の参加者がありました。

ワールド・ビジョン・ジャパンからは、アドボカシーオフィサーの中村敏久さんにカンボジアの子どもの権利や人身取引対策プロジェクトについて、シーライツからは代表理事の甲斐田が子どもの権利侵害とエンパワーメントについてそれぞれお話しいただき、グループディスカッションを交えながら「子どもの権利をどのように活かすか」という視点から考えを深めるセミナーとなりました。



中村さんからは 1) カンボジアの人身取引について、2) ライツ・ベース・アプローチについて、3) メコン地域における人身取引地域プログラム (ETIP) の 3 つについてお話しいただきました。

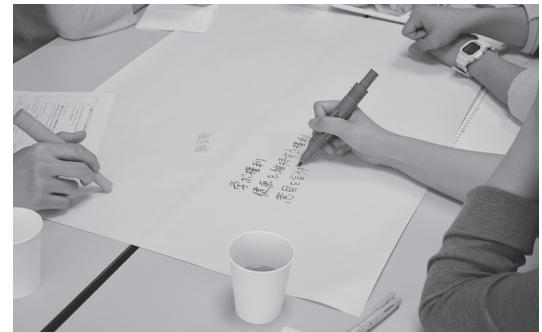
人身取引の最大の原因である貧困、カンボジアの人々が搾取されている現状、また RBA における



る子どもとおとの考え方をお聞きして地域予防システムの必要性を学びました。

カンボジアには、今回のセミナーに参加していただいた多くの学生と同じくらいの年齢の高校・大学生が主体となって政府へアドボカシーを行う活動をするユースクラブがあるそうです。ユースメンバーは学ぶことに熱心で、村の子どもたちに英語を教えることで都市で学ぶ子どもと同じような環境を提供したり、地域コミュニティーの強化を図り人身取引の減少に向けて取り組んでいるということでした。

甲斐田代表からは、子どもとおとな、そして社会のエンパワーメントを掲げ、スバイリエン州のタナオコミュニーンにおける人身取引及び児童労働防止プロジェクトを紹介しました。すべての子どもは権利を保障されていますが、子どもが権利を知るだけでは実現できません。子どもがおとなに主張する意思を強く持つためにはおとなが権利を知っておくことが必要です。そして、シーライツでは「どんな子どもでも意見を言えるんだ！」ということを子ども自身が幼いころから学ぶ場を提供しています。本来、国の仕事である「子どもを守る」ということも私たち社会全体で取り組んでいかなくてはいけないことなのだとわかりました。



その後、カンボジアで出稼ぎに出てほしいと、親から頼まれた時に権利を知っている10歳の女の子と権利を知らない女の子では、どのような態度の違いが生まれるのかということをテーマにグループでディスカッションを行いました。

少人数に分かれてのディスカッションでは、一方的に話を聞くだけではなく、周りの意見を聞きながら様々な考えの人と深く話し合うことができ、どのグループからも多くの意見が集まりました。ディスカッションで出た疑問はセミナー参加者全員で共有し、中村さんと甲斐田代表には時間の許す限り質問に答えていただきました。

いくつかのグループから「子どもが権利を知ることで、家族を助けるために働くのか自分の権利を主張するのか、といった子どもが抱えるには大きすぎる選択肢が増え、かえって戸惑ってしまうのではないか。」というような質問が挙がりました。それに対して、どのような状況にあっても一番に守られなければならないのは子どもなので、子どもが権利を主張できるようにならなくてはいけないし、主張した権利が実現できるような社会をつくりあげていくことが大切である、という回答が





ています。

「人身取引の定義とは何か」からセミナーが始まり、ワールドビジョンとシーライツの実際の活動を聞いたうえで、子どもの権利についてディスカッションを行ったことで「どのように子どもの権利を活かすことができるのか」ということを会場全体で理解を深めることができました。

最後には参加者全員で Red Card to Child Labor（児童労働にレッドカード）と書かれたカードを掲げ、児童労働に反対するキャンペーンの写真撮影をしてセミナーを終えました。



セミナーに参加してくださった方からは、「自分の知らなかつた知識をたくさんの人とシェアしながら子どもの権利について考えることができた」という意見や「カンボジアと子どもが置かれている現状について知ることができ、それに対して私たちが何をすべきなのかを考えるいい時間になった」「子どもの権利を子どもも大人も知ることの大切さ、重要さを改めて認識することができました」という意見をいただきました。

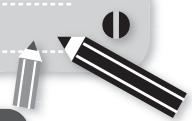
また、連続セミナーの第1回目から参加してくださっている方からは「少しずつ理解が深まっていて本当に勉強になる。」という感想をいただきました。

人身取引という同じ問題に、やり方は違っても共通の視点のアプローチをとる2つのNGO（ワールドビジョンとシーライツ）から話を聞くことで、「人身取引の定義について考える良いきっかけになりました。定義を知っていると幅が広がり、考え方も先入観ではなく明確になると思います」という声もありました。

子どもには権利があります。条約は憲法と同じように執行されなくてはいけないのだということを、おとなが知る必要があります。子どもの所有する権利が実現されないという悪循環を断ち切るには、おとなが子どもの権利を知ることから始めなくてはいけない、ということを第2回目のセミナーを通して考えさせられ、とても有意義な時間を参加の方々と共有することができました。



## Event information



### 子どもの人権連 第29回 総会・学習会 ～子どもの権利条約批准20周年行事～

## 子どもの貧困から考える子どもの人権保障

子どもの人権連は 1986 年に発足し、子どもの権利状況全般、とりわけ教育・福祉の場での子どもの権利の確立をめざしてとりくんできました。今年、日本が子どもの権利条約を批准して 20 年を迎ましたが、虐待・貧困等子どもをとりまく問題は深刻さを増し、子どもの権利は十分に保障されているとはいません。総会および学習会を開催し、子どもの権利条約の具現化にむけたとりくみ等について考えたいと思います。

◆日程 2014年9月13日(土)

◆時間 10:00～12:40

◆会場 日本教育会館 7階 中会議室

(東京都千代田区一ツ橋2-6-2 / 神保町駅A1出口より約200m)

◆参加費 無料 / 事前申込不要

### プログラム

1. 総会 10:00～10:30

2. 学習会 10:40～12:40 ※総会終了後開始

(1) 講演 新井直之さん (NHK 報道番組ディレクター)

「チャイルド・プア - 社会を蝕む子どもの貧困 -」

(2) 問題提起 荒牧重人さん (山梨学院大学法科大学院教授)

「子ども権利条約批准20周年 - 条約の理解と実施 -」

(3) 対談 新井さん、荒牧さんの対談とフロアとの交流



新井 直之さん (Naoyuki Arai)  
【NHK 報道番組ディレクター】

1982 年、埼玉県生まれ。05 年、NHK 入局。仙台放送局を経て、10 年から「おはよう日本」でニュース企画や震災関連の特集を担当。12 年から「特報首都圏」でドキュメンタリーを始めとする報道番組を企画制作。  
(主な担当番組)

- ・ハイビジョンふるさと発「昔話が消えてゆく～東北の村を訪ねて 50 年～」
- ・「求むおらほの“なかま”～宮城・鬼首山学校の奮闘～」
- ・特報首都圏「チャイルド・プア～急増苦しむ子どもたち～」
- ・地方発ドキュメンタリー「逆境を生き抜け～急増“チャイルド・プア”闘う現場～」など。

荒牧 重人さん (Shigeto Aramaki)  
【山梨学院大学法科大学院教授】

ほか、子どもの権利条約総合研究所副代表、子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議責任者、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会長、「地方自治と子ども施策全国自治体シンポジウム 2014」実行委員長も務める。

(主な著書)

- ・子ども支援の相談・救済 (共編著、日本評論社)
- ・子どもの権利 - アジアと日本 (共編著、三省堂)
- ・子どもの権利条約からみた日本の子ども (編著、現代人文社)
- ・子どもにやさしいまちづくり 第 2 集 (共編著、日本評論社)

## 子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2014/5/15 【朝日新聞】

### 米の教育改革、日本モデル 学力低迷に危機感、全米で共通基準

子どもの学力低迷に悩む米国で、教育の大改革が今年9月から本格的に始まる。日本の学習指導要領に当たる各州の学習基準を、全米規模の共通学習基準（C C S S =コモン・コア・ステート・スタンダード）に作り替える。現場の教師たちにとってモデルの一つとなっているのが、日本の学校の授業だ。昨年12月、米イリノイ州のシカゴ市立ホルヘ・プリエト理数アカデミー。幼稚園の5歳児たちが「2と7で9になる。9は2と7でできている」と声を上げた。数同士の関係を子ども自ら考える学習活動は、米国であまり進められてこなかった。しかし、C C S Sでは重視される点だ。同校は連邦政府の補助研究事業に参加する5州の実験校の一つ。2012年10月から日本の算数教科書の英訳本を幼稚園や小学校低学年で使い、効果を調べる。日本の学習内容も参考にしたとされるC C S Sの導入に備える意味もある。米国では教育行政の権限は州にある。このため、どの学年で何を習うかは各州が基準を設けてきた。地域間の学力格差が問題になると、連邦政府が全米規模の対策に乗り出し、02年には「落ちこぼれ防止法」が施行された。その後も経済協力開発機構（O E C D）の学習到達度調査（P I S A）などで米国の子の成績は低迷。危機感が強まる中、全米州知事会が中心となり、10年に幼稚園から高校までの算数と国語の教科でC C S Sが策定された。50州中45州が使う予定だ。

■ 2014/5/16 【朝日新聞】

### 教委制度改革案、今国会で成立へ 衆院文科委員会で可決

教育委員会制度を見直し、教育行政に対する首長の権限を強める政府の地方教育行政法改正案が、16日の衆院文部科学委員会で自民、

公明両与党と生活の党の賛成多数で可決された。今国会で成立する見通し。改正案では、首長が「総合教育会議」を主宰して教委と協議して教育方針を決められるようとする。また教育委員長と教育長を一本化した「新・教育長」を設置し、首長が任命権を持つ。一方で、教育行政の執行権限は教委に残した。付帯決議では、教育行政での責任の所在の明確化▽総合教育会議の議事録作成の推進▽首長が教委とともにいじめなどの重大事案に迅速に対処すること、などが盛り込まれた。民主と維新は教委を廃止して首長を最終責任者とする改正案を共同提出し、みんなの党は教委を設置するかどうか自治体に委ねることを検討するよう求める修正案を提案。いずれも否決された。

■ 2014/5/18 【毎日新聞】

### 大阪市教委：「問題行動に即罰則」 市立校に検討 暴力急増、背景に

子どもの問題行動に厳格な罰則を定める「ゼロ・トレランス方式」（ゼロトレ＝寛容度ゼロ指導）と呼ばれる指導方針を、大阪市教委が市立学校に導入する検討を始めた。橋下徹市長が提案し、来年度にも予算化してモデル校に導入する方針だ。ただ、暴力行為や服装違反などに対して出席停止や退学処分も辞さない教育手法には慎重論も根強く、議論を呼びそうだ。先月下旬に市役所で開かれた教育委員との協議会。橋下市長が「昔のように教員の権威で学校は仕切れない。ルールを逸脱した場合はしっかり対応する時代になった」と導入を提案した。大森不二雄・教育委員長も「学校が治外法権ではない。社会で当たり前の秩序を持ってくる」と応じた。背景には、生徒間や教員への暴力行為の増加がある。文部科学省によると、2012年度に大阪府内で小中高生が起こした暴力行為は全国ワーストの9058件で、10年前の倍以上に急増した。このうち、生徒や教員ら暴力を受けた側が病

院で治療を受けたケースは 1462 件に上った。市教委は導入する学校を具体的に決めていないが、問題行動を繰り返す生徒を集めた特別校の新設や出席停止などの措置の厳格化を検討しており、非行の多い教育困難校などで試験的に導入する方針だ。文科省は 06 年 6 月に「ゼロトレも参考に、一貫した指導方法の確立に努めること」とする通知を出したが、本格導入への議論や調査には至らなかった。文科省は「国としてゼロトレを推奨したわけではない。教育を受ける権利を制限しかねず、導入には課題が多い」と指摘する。ゼロ・トランス方式は、各地の学校で導入され、学校によっては生徒の問題行動が減るなど一定の成果が上がっている。しかし、定着した学校は限られている。

#### ■ 2014/5/23 【毎日新聞】

### 体罰調査：「感情的に」最多 61 人 「過去に処分」12 人 悪質な事例、 HP で公開——都教委／東京

都教委が 22 日に公表した都内の全公立 2184 校を対象にした体罰調査で、2013 年度に体罰を加えた教職員らは 122 人で前年度の 3 分の 2 程度になったことが明らかになった。大阪市の高校生が体罰を受けて自殺したこと、問題意識が一定程度浸透した様子はうかがえるが、具体的な事例をみると、感情をコントロールできずに手を上げるケースが依然、目立っている。都教委によると、部活動中に体罰を加えたのは 31 人で前年度の 87 人から半数以下に減った。一方、授業中など部活以外の場では 91 人となり、前年度の 95 人とほぼ横ばいだった。体罰が確認された 122 人の内訳は▽教職員 110 人▽外部指導員 9 人▽卒業生・上級生 3 人。体罰に至った認識を問うと、「感情的になった」が 61 人で、前年度（65 人）と同様に最多。「体罰と思わなかった」は 32 人（前年度 32 人）、「言葉で言っても伝わらなかった」は 20 人（同 49 人）。今回とは別の体罰で、過去に処分を受けた教職員が 12 人いた。

#### ■ 2014/5/24 【毎日新聞】

### いじめ対策：全国調査 法成立 1 年 文科省、実態把握へ

文部科学省は、昨年 6 月に成立した「いじめ防止対策推進法」が定める「いじめ防止組織」の設置など対策の推進状況について、全国調査を実施する方針を決めた。昨年 9 月の法施行後も、いじめ自殺の調査を巡って遺族と教委が対立したり、自治体や学校間でいじめ防止対策の実施状況に格差があつたりすると見られることから実態把握を目指す。同省は、6 月にも設置する有識者会議で対策強化の検討を開始する。国は同法に基づき、昨年 10 月にいじめ防止基本方針を策定。自治体に対し、国の基本方針を参考に地域の基本方針を策定することや、いじめ自殺など重大事案が発生した場合に調査する付属機関の設置を求めている。学校は、教職員や福祉の専門家らで構成する防止対策組織を設け、基本方針を策定するなどとされている。法成立から 1 年になることから、約 1800 の全都道府県・市区町村教育委員会と国公私立の全小中高校など約 3 万 9000 校を対象に、整備状況を調査する。教委にはいじめ防止のための基本方針策定や重大事案の調査機関の設置の有無など、学校には防止対策組織の設置の有無などを聞く。防止対策組織は、児童生徒へのアンケート実施や面談など、重大事案に至らないよういじめの早期発見と迅速な対応を想定している。文科省は 6 月にも、有識者らで構成する「いじめ防止対策協議会」（仮称）を設置する予定で、同協議会では調査結果などを基に実効性のある具体的な対策を検討する。調査は今後毎年継続する方針。

#### ■ 2014/5/29 【朝日新聞】

### 学童保育「質も確保を」 定員、 5 年間で 30 万人増案

成長戦略に盛り込む「女性の活躍」推進策が 28 日、政府の産業競争力会議で示された。共働き家庭などの小学生が放課後を過ごす「学童保育」（放課後児童クラブ）の定員を 5 年間で 30 万人分増やすことなどが柱だ。小学生

になると預け先がなくなり、働く親たちを悩ませる「小1の壁」。小学生の待機児童問題は解消するのか。学童保育は、放課後に親が家にいない小学生を指導員が見守り、遊んだり、宿題をしたりして過ごす場だ。厚生労働省によると、全国に2万1482カ所あり、88万9205人が登録している。利用したくてもできない児童の数は8689人だ(2013年5月時点)。潜在的な不足数は約30万人とも言われる。こうしたなか安倍政権が打ち出した30万人の定員増。学校現場との連携などが課題となる。定員増の財源には、保育の新制度のために確保した約235億円などを利用する見込みだ。新規開設の約80%は校内で実施する方針。空き教室などを使い、設置費を抑える狙いもある。ただ、これまで「事故の責任をとれない」と、学童保育の空き教室利用に消極的な学校も少なくなかった。保育と教育行政の連携がカギになる。定員オーバー状態の運営も同時に改善する必要がある。厚生労働省令は、学童保育の規模を40人程度までとしている。しかし全国学童保育連絡協議会の調査(13年)によると、50人以上を受け入れる学童保育が6カ所以上、100人以上も246カ所あった。学童保育と、共働き家庭でなくても利用できる放課後子供教室を一体的に運用していく計画も示された。こうした一体型の施設数を、いまの約600カ所から1万カ所以上に増やすことを目指す。放課後子供教室は学習や体験の場という位置づけ。利用時間は学童保育より短い。出欠確認などは原則していない。一体運用で、共働きか専業主婦家庭かを問わず、同じ放課後活動に取り組めることになる。ただ一体運用で安否確認がおろそかになったりするなど、学童保育の質の確保を心配する声もでている。

#### ■ 2014/6/3 【朝日新聞】

### 「自分に満足」45.8%で最下位 日本の若者

日本の若者は自分に自信がなく、将来に希望が持てない。政府が3日に閣議決定した「子ども・若者白書」で、海外と比べた日本の若者の姿が浮かび上がった。自信を取り戻す

力ぎは、家庭や職場にありそうだ。調査は昨年11~12月、日本、韓国、米国、英国、ドイツ、フランス、スウェーデン7カ国の、13~29歳の男女を対象に実施。各国千人程度に、自分や家族、社会に対する意識をインターネット調査した。「自分自身に満足している」と回答した人の割合は、日本が最下位で45.8%。他国は70%を超えた。「将来に明るい希望を持っている」という人の割合も、日本の61.6%が最低で、残り6カ国は80%以上と差が開いた。このほか、「自分に長所がある」(68.9%)「40歳になったときに幸せになっている」(66.2%)でも最下位だった。一方で、「自國のために役立つことをしたい」(54.5%)はトップだった。自己肯定感が高い若者の特徴を探ったところ、家庭や学校生活、職場での満足度の高さと、自己肯定感に関わりがあった。例えば、「家族といふとき充実している」という質問にあてはまると言った人では、53.7%が自分自身に満足していた。あてはまらないと答えた人では29.4%にとどまった。こうした分析から白書は、子育てや家庭教育、学校教育への支援が必要と指摘している。

#### ■ 2014/6/6 【朝日新聞】

### 「小中一貫校」制度化へ 文科省方針、自治体を後押し

文部科学省は、義務教育の9年間を通じた教育をしやすくするため、小中一貫の学校を制度化する方針を固めた。これまで自治体が進めてきた小中一貫教育を後押しするため、学校教育法に新たな種類の学校を設ける改正案を来年の通常国会に提案する。小中一貫教育の制度化は7月にも政府の教育再生実行会議が出す学制改革についての提言に盛り込まれる見通し。制度化により、自治体は独自教科にとりくむ場合なども特例の申請が不要になり、「4・3・2」など通常の小中学校と異なる区切りを設けることも自治体の判断で可能になる。また、小中学生両方を教えられるようにするため、小中兼用の教員免許を新設する。現行制度では、中学校の免許しかない先生は担当科目は小学生を教えられるが学級担任はできず、小学校の免許だけの先生は中

学生には教えられない。教員免許法を改正し、小学校の先生が中学の1教科を教えたり、中学校の先生が小学生に道徳や総合学習を教えてたりできるようにする。

#### ■ 2014/6/9 【朝日新聞】

### 問題児童らを隔離、「特別教室」で指導へ 大阪市教委案

子どもの問題行動に対し、大阪市教育委員会がまとめた具体的な指導案の内容がわかった。一定レベルを超える悪質な問題行動を繰り返す児童・生徒を在籍する市立学校から引き離し、1カ所に集めて指導する「特別教室」を新たに設ける。10日に開く橋下徹市長との協議会で正式に示し、来春にも実施する方針。文部科学省によると、こうした対応は珍しいという。問題のある子どもの安易な「排除」につながるとの批判も予想され、議論を呼ぶとみられる。市教委事務局関係者によると、特別教室には、問題行動の対応に豊富な経験や心理学など専門的知識がある教職員らを配置。社会や学校でのルールの大切さを教え、他者を思いやる態度を育てることに重点を置く。対象となる行為は、校内暴力、非行、著しい授業妨害などを想定。具体的には、市教委が昨年9月に策定した問題行動の5段階の分類のうち、「レベル4」(激しい暴力など)と「レベル5」(極めて激しい暴力など)に該当する場合、特別教室で指導する。その際、出席停止や警察など関係機関へ連絡したうえで、行為の悪質さや周囲への影響の大きさなどを考慮して期間を定める。また、「レベル3」(暴言など)以下でも、教師らの指導に従わない態度が続ければ特別教室での指導に切り替えることもあるという。学校教育法は、問題行動を繰り返し、周囲の教育を妨げる場合、出席停止の措置を認める。市教委は、出席停止に伴う対応として特別教室を設置。児童・生徒に明確なルールと基準を公平に適用し、双方を一体運用することで保護者らの理解を得たい考えだ。一時的に登校を止める出席停止だけでは根本的な解決につながらないことなどから、出席停止は少なく、2012年度は27件（文科省調べ）だった。市教委事務局関係

者は「落ち着いた環境で教育を受ける権利を守ると同時に、深刻な問題行動を繰り返す子どもへのケアも充実させる」としている。学校現場での暴力行為は12年度、1千人あたり全国平均で4.1件あり、大阪府は9.5件で都道府県中最も多だった。暴力や問題行動の対応に追われ授業が成立しづらいケースが大阪市でも目立ち、市教委が対応を検討していた。

#### ■ 2014/6/14 【毎日新聞】

### 性同一性障害：相談の子 606人

#### 児童生徒、文科省調査

#### 学校が障害配慮6割

「性同一性障害」であると悩み、学校に相談している児童生徒が全国で606人いることが文部科学省の調査で分かった。この障害に関する文科省の調査は初めて。本人が自認する性別の制服着用を認めるなど特別な配慮をしている事例は6割にとどまった。同省は今後、専門家の意見を聞いた上で、対応・指導に生かせる資料を年度内に作成する。調査は昨年4～12月、各都道府県教委を通じて、全ての国公私立の小中学校、高校、特別支援学校を対象に実施した。学校が把握した事例だけのため、実際に同障害に悩んでいる児童生徒は606人より多いとみられるが「実数は不明」(児童生徒課)という。606人のうち、257人が医療機関で受診し、165人が性同一性障害と診断された。戸籍上は男性だが「女性」を自認する児童生徒は237人(約4割)。戸籍上が女性で「男性」を自認するのは366人(約6割)。学年・学校種別では小学1・2年26人▽3・4年27人▽5・6年40人▽中学110人▽高校403人。学校による特別な配慮の内訳(複数選択)は、トイレ(職員トイレの利用を認めるなど)41%▽更衣室(保健室や多目的トイレでの着替え)35%▽制服(自認する性別の制服着用)31%——のほか、自認する性に合った通称名を使う事例もあった。配慮していない理由は今回の調査では聞いていないが、同課は「子供の方が配慮を求めていないケースもあれば、対応に悩んでいる学校もある。専門家の意見を聞き、対応を検討したい」と話している。

■ 2014/6/18 【朝日新聞】

## 児童ポルノ所持に罰則、改正法成立 施行1年は猶予

児童ポルノの単純所持に罰則を設けることを柱とした改正児童ポルノ禁止法が18日、参院本会議で可決・成立した。罰則は1年以下の懲役または100万円以下の罰金。すでに所有している人を考慮し、改正法の施行から1年間は罰則を適用しない。児童ポルノは、子どもの性的虐待などによって作られ、インターネットなどを通じて拡散しやすい。改正法は、単純所持を罰することで児童の被害を食い止めるねらいがある。主要7カ国（G7）で単純所持を禁止していないのは、日本だけだった。処罰の対象は「自己の性的好奇心を満たす目的で、自己の意思に基づいて所持」した人に限定する。電子メールに添付された画像などのように、知らないうちに児童ポルノを所有しているケースもあるためだ。また、現行法であいまいさが指摘されてきた児童ポルノの定義も明確化した。衣服の全部または一部を着けていない18歳未満のわいせつな写真や画像について、「性的な部位が露出され、または強調されているもの」とした。一方、漫画、アニメ、CGは対象外となる。改正案には当初、将来的な規制を「調査研究する」とする付則が盛り込まれる予定だったが、日本雑誌協会や日本漫画家協会などの出版界から「不要な表現規制だ」との反発が出たことに配慮した。

■ 2014/6/26 【毎日新聞】

## 国際教員指導環境調査：世界の中学校、 OECD調査 日本の教員、勤務時間最長

経済協力開発機構（OECD）は25日、日本を含む34カ国・地域の中学校教諭の勤務状況に関する調査結果を公表した。1週間当たりの勤務時間は日本が53.9時間と最長で、授業以外に部活動や事務作業に長い時間を使っていた。一方、自らの指導力に対する自己評価は極めて低く、参加国・地域の平均を大きく下回った。「仕事に忙殺されているうえ自己評価も低い」日本特有の教員像が浮か

び上がった。2013年の国際調査「国際教員指導環境調査」（TALIS、タリス）の結果で、調査は08年以来2回目。日本の参加は今回が初めて。34カ国・地域にある中学校の教員と校長を対象に実施した。1週間当たりの教員の平均勤務時間は38.3時間。日本は最長の53.9時間で、そのうち部活動など課外活動指導が7.7時間と参加国平均（2.1時間）の3倍超。書類作成など事務作業の時間も5・5時間と参加国平均（2.9時間）のほぼ2倍で、これらが長時間勤務の要因だった。授業時間は17.7時間で、参加国平均（19.3時間）より短かった。学級運営や教科指導といった「指導力」に対する自己評価は参加国平均を大きく下回った。「学級内の秩序を乱す行動を抑えられるか」の問い合わせに「非常によくできている」「かなりできている」と答えた教員は計52.7%で、参加国平均（87.0%）より30ポイント以上少ない。「生徒に勉強ができると自信を持たせる」も同様に、日本は合わせても17.6%と参加国平均の85.8%を大きく下回った。「勉強にあまり関心を示さない生徒に動機付けをする」も同21.9%で、参加国平均を50ポイント近く下回り、教員の基本的能力に対する自己評価が著しく低かった。一方、指導力を向上させるための研修には参加意欲は高いものの、多忙で参加できていない実態も浮かんだ。文部科学省教職員課は、低い自己評価について「他国に比べ、高い水準の指導力を目指しているため自己評価が低めなのではないか」としながらも「多忙で研修に参加できないことなどが影響している可能性はある。教員の負担軽減策を検討したい」と話している。

■ 2014/7/3 【朝日新聞】

## いじめ防止協議会が初会合

いじめに対する学校や自治体の取り組みを把握、検証する文部科学省の「いじめ防止対策協議会」の初会合が2日、開かれた。効果があった取り組みを全国の学校から募集し事例集としてまとめるこどや、来年1月に小中学生約200人を集めて全国サミットを開くこ

となどが報告された。協議会は、昨年9月のいじめ防止対策推進法施行を受けて文科省が作った基本方針に基づいて設置。小学校長や弁護士ら15人からなり、座長の森田洋司・大阪市立大名誉教授は「いじめ防止は法や組織をつくるだけではなく、どれだけ実効性のある取り組みができるかにかかっている」とあいさつ。メンバーは「無料通信アプリ『LINE』が広まり、高校生同士のやり取りが見えなくなった」などの実情を述べた。

#### ■ 2014/7/8 【読売新聞】

### 1年で失業…非正規教員、小中学校で12万人

教育現場にも非正規労働が増えている。公立の小中学校で教える非正規の教員は全国で約12万人にのぼり、人数割合は16%を超す。担任を持つなど正規と同様の仕事をする常勤講師も多いが、1年度限りで失業する不安定な雇用で、待遇の差も大きい。教育の継続性などの面で影響が懸念されている。任期6か月、更新1回限り大阪府東部の中学校で数学を教える男性は、常勤講師を30年余り続けてきた。しばしばクラス担任を持ち、運動クラブの顧問もしてきた。「子どものは何かに感動した時に変わる。子どもの成長が一番の喜びですね」だが、成長を経た子どもの姿を見ることは少ない。正規の教諭と違い、講師は年度が変わると、たいてい別の学校に移るからだ。常勤講師は、地方公務員法の「臨時の任用職員」。もともと産休、病休などの代替教員を想定した任用制度なので、任期は6か月以内、更新は1回限り。府では毎年、3月30日で任期が終わる。収入は正規の7割実際には、府教委の講師リストに登録しておき、3月に市町村から個別に内定が出たら、4月1日からまた働くのだが、府教委は、継続的雇用ではない形にするため、3月31日を「空白の1日」にして毎年、失業させている。他の都道府県もほぼ同様だ。「熱意も指導力も十分あるつもりだが、落ち着いて仕事ができない」と男性は話す。今の中學では教員50人のうち9人が常勤講師。給料の基準は正規の教諭より低く、昇給は35歳ぐらいで頭打ちになる。空白の1

日のせいで夏のボーナスも2割減になり、年収は正規の7割前後だ。また、空白の1日の関係で厚生年金保険は3月の加入資格が失われ、健康保険も3月31日は協会けんぽから外れる。厚生労働省は今年1月、短期間の空白なら社会保険を継続するよう通知したが、府はまだ適用していない。増加の背景に給与「総額裁量制」教員の定数（法律上の必要標準数）は毎年、子どもの数から算出した学級数をもとに決まる。義務教育の場合、定数分の給与費は都道府県が負担する。その3分の1は国庫負担金、3分の2は地方交付税交付金として国から出る。国庫負担金には2004年度から「総額裁量制」が導入され、定数に国の給与基準を掛けた総額の範囲なら、具体的な配分方法は地方にゆだねられた。給与水準を下げて多数の正規教諭を置く選択を可能にするためだったと文部科学省は説明するが、その後、多くの府県で、非正規の「定数内講師」が増えた。大阪府内の小中学校では正規教諭3万501人に対し、定数内の常勤講師が3704人、産休代替などの常勤講師が2007人、時間給の非常勤講師が1110人（昨年5月）。講師が学年主任や教務主任を務める学校もある。

#### ■ 2014/7/9 【朝日新聞】

### 不登校生の高校進学85%、大学・短大は22% 文科省

中学3年生の時に不登校だった人の85%が高校に進み、22%は大学・短大に進学。文部科学省は9日、不登校経験者への追跡調査報告書を公表した。進学した割合は、高校、大学・短大のいずれも、1999年の前回調査から大幅に増えた。調査は2006年度に不登校だった全国の中3生1604人が対象で11年度に実施。中卒後に高校に進学したのは85.1%（前回65.3%）だった。調査時点で進学先は、大学、短大の22.6%（前回16.5%）が最も多く、専門学校などが14.9%（同8.0%）と続いた。高校に通っていた人も9.0%いた。仕事に就いていたのは54.1%で前回（63.0%）を下回った。内訳はパート・アルバイトが32.2%と前回（30.7%）並み、正社員は9.3%と前回（22.5%）から大幅に下がった。学校に通いな

がら働く人が増えたとみられる。進学する割合が増えたことについて、文科省は「東京都の『チャレンジスクール』など、不登校生を受け入れる高校の取り組みが進み、大学も多様化して定員が増えた」とみている。中3の時に必要だった支援を複数回答で聞くと、「心の悩みの相談」(32.0%) や「人とうまくつきあう方法の指導」(30.7%) が多かったのに対し、調査時点でのニーズは「技術の習得の相談や手助け」(41.8%)、「仕事につくための相談や手助け」(40.0%) が目立った。対象者のうち 379 人に実施したインタビューでは、「学校に行っていれば今よりもいい仕事に就けた」など後悔の念のほか、「不登校を乗り越えることで今の自分がある」「無理して行っていたらもっと壊れていた」との声もあった。報告書は「求められる支援を早く把握し、提供する必要がある」と指摘している。

■ 2014/7/13 【朝日新聞】

### 5歳児教育、所得制限設けて無償化へ 線引き巡り曲折も

文部科学省は、幼稚園や保育所に通う 5 歳児の教育について、2015 年度にも所得制限を設けて無償化するための案を固めた。無償化の対象は年収 360 万円未満の世帯を検討中で、その場合は約 300 億円が必要になる。所得制限の線引きなどは政府内で今後、協議される可能性があり、曲折も見込まれる。幼児教育をめぐっては、政府の教育再生実行会議が今月 3 日、3 ~ 5 歳児の無償化の段階的な推進を提言。実施する場合必要となるお金は、所得制限を設けなければ 5 歳児だけでも約 2600 億円と多額だ。このため文科省は、来年度予算で実現可能な額になるよう対象を検討してきた。ただ、所得制限の線引きが案の通りになるかは不透明だ。幼稚園は文科省、保育所は厚生労働省と担当が分かれているが、保育の受け皿を充実する新制度の 15 年度スタートを前に 3 千億円超の財源のめどが立っておらず、厚労省としてはその不足分の確保を優先したい事情もある。案では 3 分の 2 程度を負担することになっている自治体からの反発も予想される。文科省は 8 月の概算要求では

金額を示さず、厚労省や財務省などの調整を経て決めたい考えだ。下村博文文科相は今月 3 日の記者会見で、20 年度に全ての 3 ~ 5 歳児の無償化への移行を終えることを表明した。ただ、そのために必要となる約 7800 億円の財源をどこに求めるか見通しが立っておらず、実現性を疑問視する声は省内にもある。



### 訂正とお詫び

#### 141 号掲載の写真について 子どもの人権連事務局

「いんふおめーしょん」141 号 P11 におきまして、Report ②「東日本大震災子ども支援ネットワークシンポジウム」と関係のない写真（▼お疲れ様会のようす）を掲載しておりました。深くお詫び申しあげます。

（写真は、正しくは本 142 号 Report ④「第 14 回助成事業報告 八千代市若者ゼミナール」第 2 企画の様子です）



子どもの権利条約を日本が批准して  
今年で 20 年を迎えました。

### 活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

### ●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.142 Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2014年8月18日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F  
TEL 03(3265)2197  
e-mail [kodomo@jtu-net.or.jp](mailto:kodomo@jtu-net.or.jp)  
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438（子どもの人権連）  
年会費 個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円